

高砂市自主防災組織補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織を結成した自治会等に対し、防災用品等を整備し、又は実践力を高めるために実施される訓練等に要する経費を補助することにより、地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的に防災活動を行う組織で、自治会等を単位として構成されているもの(以下「団体」という。)をいう。

(交付基準)

第3条 市長は、団体に対し、予算の範囲内において、防災用品等の購入又は訓練等に要する経費の一部を補助する。

(防災用品等)

第4条 補助の対象となる防災用品等は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)に定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日高砂市訓令第9号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月17日高砂市訓令第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日高砂市訓令第13号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	品 目
救出・障害物除去用具	バール、丸太、折り畳みはしご、のこぎり、おの、スコップ、つるはし、なた、ペンチ、鉄線ハサミ、大ハンマー、片手ハンマー、かなづち、一輪車、ロープ、ゴムボート
情報伝達用具	電池メガホン、ラジオ
消火用具	消火器、バケツ、可搬ポンプ、砂袋
救護用具	折り畳み担架、救急セット、テント、シート、マット、毛布
避難用具	強力ライト、標識旗、腕章
給食給水用具	釜、鍋、やかん、受水槽、ろ水器、燃料（薪、炭、石油等）、小型発電機、簡易食糧
その他	市長が必要と認めるもの。ただし、高砂市消防器具整備費助成金交付要綱（平成2年高消本訓令第6号）第2条第1号に規定する消防器具は除く。

別表第2（第5条関係）

区 分	補 助 金 額
設立補助金	1団体の構成世帯の数が、50世帯以下のときは10万円とし、50世帯を超えるときは10万円に、当該構成世帯の数から50を減じて500円を乗じて得た額を加算した額以内とする。
運営補助金	1団体の構成世帯の数が、50世帯以下のときは年額5,000円とし、50世帯を超えるときは5,000円に、当該構成世帯の数から50を減じて100円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。
活動補助金	団体が自主防災訓練をする場合には、1日につき訓練に参加した世帯の数に、100円を乗じて得た額とする。